

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

大津市長 越 直美

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
下龍華
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 1 月 25 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
個人 1 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はあるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方（取組事項）
新規就農
高付加価値化